国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方　**⇒保険料の全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した方　**⇒保険料の全額免除または一部を減額（※）**

※**次の３つ全てに該当する場合のみ**、保険料が全額免除または一部減額されます。

世帯の主たる生計維持者について（注：申請にあたっては収入を証明する書類が必要です。）

(1)事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとにみた令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて 10 分の3以上減少したこと

(2)令和3年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること

(3)収入が減少した種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が 400 万円以下であること

【保険料の減免額】

保険料の減免額は、①減免対象の保険料額（A×B÷C）に、②令和３年の合計所得金額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

① 減免対象の保険料額(A×B÷C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得金額(1円以上であること)
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額(1円以上であること)

② 令和3年の合計所得金額に応じた減免割合(D)

300 万円以下の場合	： 全額(10 分の 10)
400 万円以下の場合	： 10 分の 8
550 万円以下の場合	： 10 分の 6
750 万円以下の場合	： 10 分の 4
1,000 万円以下の場合	： 10 分の 2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を免除します。ただし現行の非自発的失業者の軽減制度を受けている方は、そちらが優先されます。

【減免の対象となる保険料】

令和４年度分の保険料であって、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料

【受付期間】

令和６年３月２９日まで（土日祝は除く）

申請に必要な書類については、裏面をご確認ください。※市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ

大竹市 市民生活部 市民税務課 市民税係　電話:(0827)59-2128

【新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免　対象者判定フローチャート】

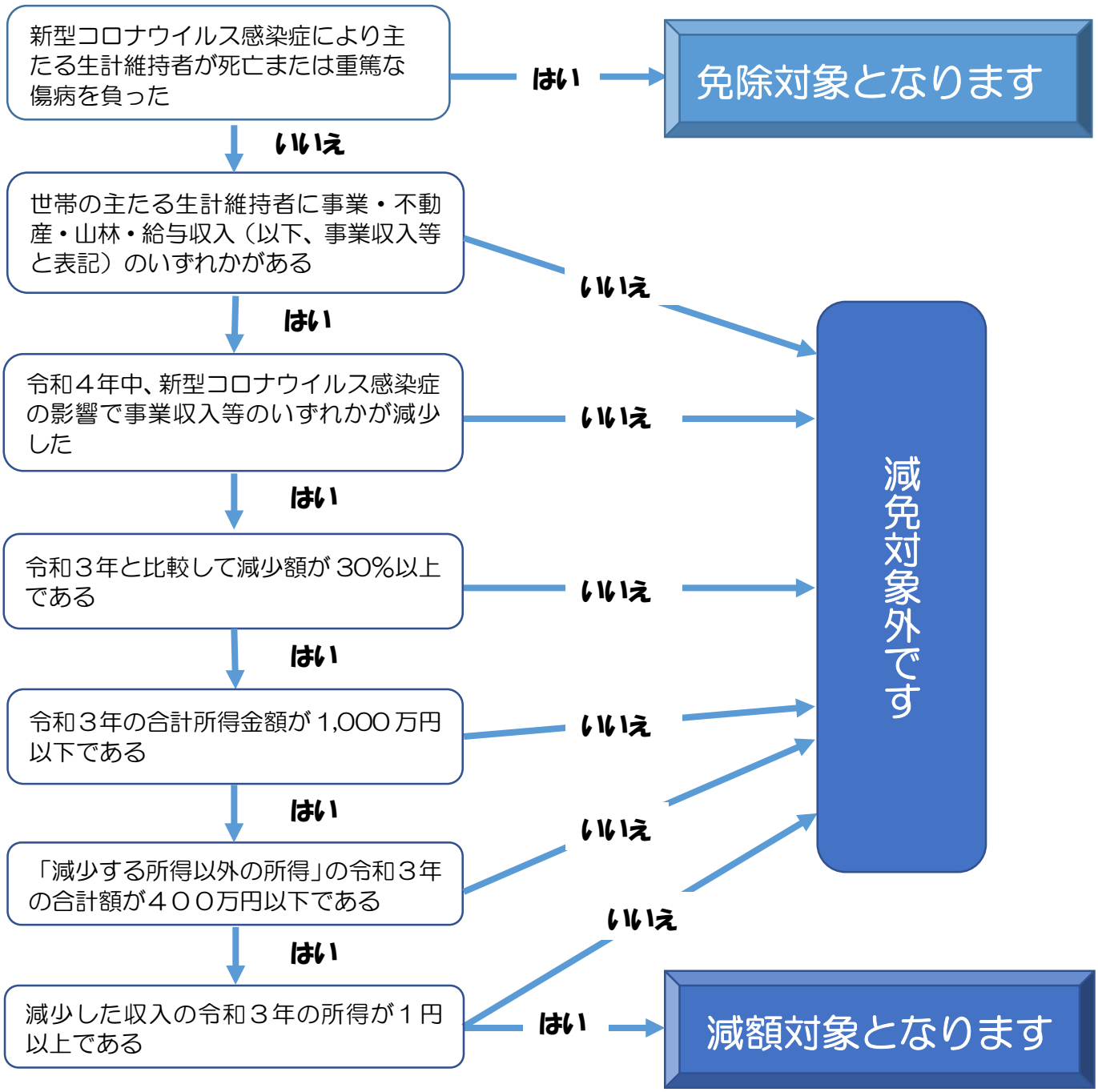

【必要書類】

① 共通	国民健康保険料減免申請書
② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合	＜死亡＞　医師による死亡診断書の写し ＜重篤な傷病＞　１か月以上の治療を有する診断書など
③ 主たる生計維持者が事業等を廃止、または失業した場合	新型コロナウイルス感染症の影響による失業または休廃業していることを証明するに足りる書類の写し（事業廃止届、解雇通知書など）
④ 主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合	・主たる生計維持者の令和４年中（１月～１２月）の事業収入等の収入金額が分かる書類の写し ・主たる生計維持者の令和３年中（１月～１２月）の事業収入等の収入金額が分かる書類の写し ・（該当する場合のみ）保険金、損害賠償等により補てんされる金額が分かる書類の写し